

オ
30通信

- ・おもいやるのある子
- ・おおいに学ぶ子
- ・おもいきり体を動かす子

令和7年10月9日(木) No9

中秋の候、保護者、地域の皆様におかれましては、日頃より学校行事への参加や子どもたちの見守りなど、本校の学校教育活動にご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

9月に東京都の小学校で、友達の水筒に家から持ってきた薬物を混入する事件がありました。また、千葉県でも中学生が教師やスクールサポーター（警察OB）に暴力を振るい逮捕されるニュースがありました。本市でも非行事案（暴力行為等）が増加傾向にあり、学校間のトラブルに発展する事案や警察が事件化し対応している事案も見受けられます。今号では「児童生徒の非行事案（暴力行為等）への対応について」お知らせします。

○非行事案（暴力行為）への基本的な考え方

(文科省 「生徒指導提要」より)

教職員は非行事案に対し、未然防止・早期発見、対応・課題解決（再発防止）に努める必要があります。

- (1) 暴力行為は、対教師暴力・児童生徒間暴力・対人暴力・器物損壊そして授業妨害等も含まれます。
- (2) 全校的な指導体制を構築し、警察等の関係機関との適切な連携が必要です。
- (3) 教職員の児童生徒理解とSC・SSW等の専門家の知見に基づいた「発達支持的生徒指導」を推進して未然防止に努めると共に、もし非行事案（暴力行為）が発生した場合には、状況によってすぐに救急や警察への通報をしなければならない。

上記にあるように、学校では暴力だけでなく授業妨害も暴力行為として捉え、指導に当たっています。また、場合によっては警察に通報する必要があることもご理解ください。



○非行事案発生時の初期対応

校内で、非行事案が発生した場合の初期対応は以下のようになっています。

- (1) 暴力被害を受けた人物の安全確保
→症状によっては119番、救急車を要請する。
- (2) 周囲にいる他の人物の安全確保（避難）
→教師による行為の制止ができず、周囲の人物に危険が及ぶ可能性が高い場合や、言動に触法行為、犯罪の可能性がある場合は110番通報。警察官の派遣を要請する。
- (3) 応急処置ならびに聴き取り調査
 - ①被害をうけた（けがをしている）人物を保健室等へ搬送し、応急処置を行う。
 - ②その他、人的、物的被害の有無について確認を行う。
 - ③加害者と被害者は分離して聴き取りを行う。必要に応じて周囲の人物への聴き取りを行う。

以上の初期対応後に、教育委員会や関係機関との情報共有や周囲の心のケア、今後の対応について協議を進めています。

○触法行為、犯罪の可能性がある場合

- | | |
|--|-------------------------|
| ・殴る等の暴力・・・暴行罪 | ・ものを盗む・・・・・・窃盗罪 |
| ・ものを壊す・・・器物損壊罪 | ・SNS等での誹謗中傷・・名誉棄損、侮辱罪 |
| ・刃物を使用・・・銃刀法、軽犯罪法違反 | ・無理やりやらせる・・・脅迫又は強要罪 |
| ・性的な姿態を撮影する・・姿態撮影罪 | ・暴力等でけがを負わせる・・・傷害罪 |
| ・バイク等を無免許で運転・・道路交通法違反 | ・飲酒、喫煙・・・未成年者飲酒、喫煙禁止法違反 |
| ・未成年の裸体等の画像を所持する、または複数でその画像を閲覧する・・・児童ポルノ禁止法違反等 | |

※触法行為とは

その行為が刑罰法令に触れるものの、本人が14歳未満の場合であるため刑事責任は問われない。しかし、警察が触法事件として取り扱った場合、捜査結果により一定の重大な罪になる場合は児童相談所送致となる。

今後も、児童の安全を第一に考えて対応していきます。また、児童が被害者にも加害者にもならないよう、道徳教育や特別活動に力を入れ、心の情操を図っていきます。

学校生活や放課後の過ごし方、登下校に関して何かありましたら、右記までご連絡いただけすると幸いです。

